

令和3年度首席家庭裁判所調査官事務打合せに
おける協議の結果について

最高裁判所事務総局家庭局

本事務打合せにおいて、高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官として講じるべき方策やその方向性等について協議された内容の要点は、以下のとおりである。

第1 家庭局関係

1 家庭裁判所調査官の役割・機能を明確にするとともに確実に実践するために検討すべき事項

協議では、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の役割・機能について家裁調査官内部や関係職種間で確実に認識共有されることが、各種取組の基盤を構築し、より質の高い審理を実現していくものであることから、一層の認識共有を図っていくことが重要であると確認された。また、家裁調査官の役割・機能に関する議論の結果を具体的な実務において反映、実践し、裁判官をはじめとする関係職種との相互議論を通じて効果検証を行い、更なる改善につなげるという好循環によって各種取組を推し進めていく必要があることも確認された。

これに加え、例えば、テレビ会議システム等を利用した調査に関しては、適否や留意点等について慎重な検討が必要となるところ、このような点も含め、中長期的な視点から、家裁調査官に求められる役割・機能に関する意見が交換され、今後も継続的に検討していく必要があることが確認された。

2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践するためには検討すべき事項

協議では、庁において共通して達成すべき目標を実情に応じながら設定し、目標達成に向けた具体的な計画を立て、達成状況を的確に把握しながら更に進めていくことが本取組の確実な実践に当たって有効であると確認された。また、調査の質の確保・向上という本来の目的を十分に達成するためには、「事件情報の共有」、「調査の方針等の協議」、「アウトプットの検討」及び「柔軟な役割分担」という各取組がいずれも不可欠であること、各取組は

質の高いアウトプットに向けて密接に関連しており、各取組の目的の意識化や、「アウトプットの検討」との連動性が重要となることを念頭に置いて、共通目標の設定や具体的な工夫等を行っていく必要があることなどが確認された。首席家庭裁判所調査官等においては、共通目標に照らした達成状況を組の家裁調査官に対してフィードバックをするなどして、取組の効果を実感させながら、組に配てんされた事件について、組の家裁調査官全員がいずれも自分の事件として責任感を持ってその役割を果たすよう、引き続き意識を変化させていくことも重要であると確認された。

3 審理の充実に向けてとりわけ検討すべき事項

(1) 今後の家事調停運営の在り方に関して検討すべき事項

協議では、まず、この取組が、各庁において単なる新型コロナウイルス感染症対策としてではなく、家庭裁判所全体の紛争解決機能の強化という観点から取り組まれていることが確認された。また、具体的な取組や工夫の検討に当たり、家裁調査官においては、利用者のニーズや生活様式の変化を踏まえ、いかに役割・機能を発揮するか、役割・機能に照らして適切・妥当な関与となっているかといった視点を持って検討することが重要であることが確認された。さらに、職種として貢献できる点は何かという視点からは、調停手続全体に深く関わってきた経験を生かした提言をしたり、研修の充実を工夫したりするなどして、積極的かつ主体的に関与することが重要であるとの認識が共有された。

(2) 面会交流事件において紛争解決を実現するために検討すべき事項

協議では、今後の家事調停運営の在り方における議論も踏まえ、面会交流事件における調査事務や審理の在り方について、各庁において実施されている取組や工夫等を共有し、引き続き取組を継続していくべきことが確認された。

(3) 少年事件処理において検討すべき事項

協議では、少年調査票の新たな様式を定めた通達が令和3年10月1日から実施されることを踏まえ、各庁において、令和2年度の調査官特別研究の結果報告及び少年実務研究会の還元資料を活用しながら、円滑な実施に向けた準備を着実に進めるべきこと、また、少年法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることを踏まえ、適切な運用を行えるよう、裁判官をはじめとする関係職種との相互議論を重ねながら、速やかに準備に着手していくべきことが確認された。

第2 人事局関係

家裁調査官の人事管理に関し考慮すべき事項について協議した。

第3 裁判所職員総合研修所関係

家裁調査官の研修及び研究に関し考慮すべき事項について協議した。

第一課説明事項

1 少年事件処理の課題等

(1) 手続全体における事務処理の在り方についての検証・見直しの必要性

ア 少年審判の機能を十分に發揮するためには、調査段階のみならず、家裁送致から終局決定に至るまで、さらには、決定後を含む手続全体における事務処理が適時適切に行われる必要があり、このような観点から、手続全体における事務処理の在り方について不断の検証、見直しが求められている。

とりわけ、再非行防止の観点からは、身柄事件だけでなく、少年の非行性が深刻な段階に至っていない在宅事件についても、少年審判の機能を十分に発揮することが必要である。そのためには、あらゆる事件について、①事件受理から調査命令が出されるまでの段階で、適時適切な事件処理を図ることを可能とするような態勢が構築されているか、②調査の段階で、非行のメカニズムの分析及び再非行危険性の評価が的確にされた上で、教育的措置が効果的に講じられているか、③調査終了から審判に至る段階で、調査と審判を有機的に結び付けて全体として十分な教育的機能を発揮するために必要な情報共有等がされているか、といった観点から現在の実務の運用を改めて見つめ直し、適宜改善を図っていく必要がある。

イ 社会調査については、内容及び手続の両面での適切さが求められるが、そのような社会調査を行うためには、三職種の協働が不可欠である。しかし、実際には、ともすると家裁調査官に任せがちとなっているのではないかといった問題意識から、平成29年度及び平成30年度の少年実務研究会（少年基本研究会）において、社会調査段階における職種間連携の在り方について討議された。

ウ 以上に加え、終局決定後の事務処理の在り方についても、不断の検証、見直しが求められる。特に、執行機関への送付（少年審判規則37条の2）については、決定書謄本を含む社会記録は、裁判所の処遇に対する考え方を示

令和3年度首席家庭裁判所調査官事務打合せ家庭局説明事項

すもので、執行機関において少年に対する処遇の方針、計画を策定する上で重要な参考資料となるものであるが、保護処分は決定があれば確定を待たずして執行に移行するため、事件終局とほぼ同時に記録の引渡しができるように努め、仮に同時に引渡しができない場合には、遅くとも事件終局後1週間以内には、執行機関に到達するよう送付することに留意しなければならない。

(2) 逃走等の防止に向けた取組

刑事事件及び少年事件の逃走事案を受けて、最高裁において、逃走事故の発生を防止するために行うべき取組や逃走事故が発生した際に留意すべき事項を改めて整理し、平成29年7月25日付け刑事局第二課長、家庭局第一課長、総務局参事官、経理局総務課長事務連絡を発出した。

また、裁判所職員による少年の護送時における逃走事故の発生防止のための取組及び逃走事故が発生した際の留意点を整理し、同月28日付け家庭局第一課長、総務局参事官、経理局総務課長事務連絡を発出した。

さらには、これに関し、少年の逃走事故が発生した際の報道対応の在り方について、平成30年6月1日付け家庭局第一課長、広報課長、総務局参事官事務連絡を発出したところである。

各府においては、これらの事務連絡に記載している内容を参考としつつ、府の実情を踏まえながら逃走防止等に関する取組を継続的に行っていく必要がある。

なお、取組を行うに当たっては、少年鑑別所その他の少年関係機関との連携が不可欠であり、定期的に少年関係機関との間で協議を行い、逃走防止訓練を実施するなどして、多角的な視点から取組を確認し、繰り返し改善を行う必要がある。

2 最近の法律改正等の動向について

(1) 少年法等の一部を改正する法律案について

平成29年2月に開催された法制審議会総会において、少年法における「少

年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮問がされるとともに、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の設置が決定され、同年3月から、同部会において、諮問事項に関する審議が行われ、令和2年10月、法制審議会第188回会議において要綱の採択及び答申が行われた。要綱では、罪を犯した18歳又は19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等の在り方、犯罪者に対する処遇を一層充実させるために講ずるべき法整備や運用上の措置が盛り込まれており、これを踏まえた少年法等の一部を改正する法律案が令和3年2月19日に国会に提出され、同年4月20日衆議院を通過した。

本法律案では、18歳及び19歳の者について、①少年法の適用対象とし、②全件家裁送致、③原則逆送対象事件の拡大、④犯罪の輕重を考慮した相当な限度を超えない範囲での保護処分、⑤ぐ犯の対象除外、⑥逆送決定後における不定期刑等の刑事事件の特例規定の不適用、⑦起訴後における推知報道禁止の解除、⑧更生保護法、少年院法等の関係法律の整備、が挙げられている。

本法律案により少年法が改正されれば、少年事件の処理や家裁調査官制度はもちろん、裁判所全体に与える影響が極めて大きいものであるため、今後の動向を注視していく必要がある。

(2) 被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大

刑訴法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第4号に掲げる規定が平成30年6月1日に施行され、被疑者国選弁護制度の対象が、被疑者が勾留された全事件に拡大したが、少年法第22条の3第2項の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲に変更はない。

また、刑訴規則等の一部を改正する規則（平成30年最高裁判所規則第1号）が同日から施行され、少年法第17条第1項第2号の観護措置が勾留とみなされる場合に国選弁護人選任請求権の告知等を行う事件が、全事件に拡大され

た。

このことについては、平成30年5月16日付け家庭局第一課長事務連絡でもお知らせしたところであり、各庁において、国選付添人の選任手続について、被疑者国選弁護制度とは対象事件の範囲が異なることに留意し適切な処理に努められていると思われるが、引き続き、選任要件を正確に理解しないまま漫然とした事務処理を行うことがないよう、職種間が連携して適切な運用をお願いしたい。なお、令和2年9月4日付け家庭局第一課長事務連絡では、被疑者国選弁護制度と裁量による国選付添人選任制度の対象事件の違いや留意点等についてお知らせしているので、各庁において参考にされたい。

(3) 刑法の一部を改正する法律に対する附帯決議（性犯罪関係）

性犯罪に関する罰則について、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が平成29年7月13日から施行されたところ、同法律に関しては、衆議院法務委員会、参議院法務委員会それぞれにおいて附帯決議に付され、被害者の心情への配慮等が求められている。

これまでも、性犯罪の場合に限らず、犯罪被害者等への配慮については、適切に対応していると思われるが、引き続き、少年事件における犯罪被害者等の置かれた立場、心情、プライバシー等に考慮しつつ対応する必要がある。

なお、法務省は、令和2年3月、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループによって、被害者や専門家からのヒアリング及び各種調査研究等の結果が取りまとめられたことを踏まえ、性犯罪に関する刑事法検討会を立ち上げ、性犯罪の要件等が議論されているところであり、動向を注視する必要がある。

第二課説明事項

1 家事法の下での家事事件の処理に関し運用上検討すべき事項について

国民の権利意識の高揚とともに、家庭においても構成員個人の権利や法的利益の重要性に対する認識が強まり、家庭に関する事件の解決の在り方に対する国民の意識も変化してきた。平成25年1月1日から施行された家事事件手続法（家事法）は、こうした変化に対応した現代にふさわしい手続を実現しようとするものである。家裁としては、このような家事法制定の趣旨を踏まえ、家事事件手続の透明性や手続保障の確保を通じて、紛争解決への当事者の主体的関与を促し、当事者の納得を得られる手続運営を行い、その趣旨に沿った運用がされているかを検証していく必要がある。

家裁としては、家事法や家事事件手続規則で定められたところを遵守すれば足りるものではなく、家事法施行を重要な契機と位置付け、国民のニーズや社会の変化を的確に捉えて、家裁における紛争解決機能を強化していくために、家事事件全般について自発的な運用改善に向けた取組を継続していく必要がある。その中でも、家事法の下での家事調停においては、調停委員会が、透明性の高い手続において、感情面への適切な配慮をしつつ、当事者の言い分と紛争の実質的な対立点を的確に把握し、これを当事者双方との間で共有し、法的観点及び紛争の実情を踏まえ、適切と考えられる解決の方向性を念頭に置きながら、当事者双方に紛争解決に向けた主体的な検討を促すような調停手続の運営を目指すことが求められている。このような調停手続の運営改善の取組は、家事調停そのものの機能強化にとどまらず、人事訴訟及び家事審判を含めた家裁における紛争解決プロセス全体の機能強化を目指す取組の一環として位置付けられるものである。

前記の調停手続の運営改善の取組を実施するに当たっては、裁判官が中心となって、各庁における調停手続の運営の問題状況を把握した上で、裁判官の効果的な家事調停への関与の在り方や調停委員との役割分担について検討し、あわせて、家裁調査官や書記官の関与の在り方について検討する必要があると考えられる。

令和3年度首席家庭裁判所調査官事務打合せ家庭局説明事項

このような問題意識から、平成25年以降に開催された協議会等において議論が重ねられ、調停運営改善の取組は、実践、検証、改善という段階を繰り返しながら継続的に続けていくべき息の長い取組であり、その趣旨や目的については、本庁のみならず支部等を含めた庁全体として、裁判官を始めとする関係職種（家裁調査官、書記官、調停委員）全体が納得した上で、認識の共有が図られている必要があり、さらに、関係職種がそれぞれの役割について共通認識を形成し、合理的な役割分担の在り方を検討することの重要性が確認してきた。

令和2年1月から2月にかけて開催された家事事件担当裁判官等協議会においては、改めて当事者のニーズに立ち返り、手続の合理性・迅速性や、当事者の安全・安心の確保といったニーズを踏まえ、個別の事案に則した計画的かつ効率的な調停運営が現状の課題であるとの認識が共有され、取り組むべき方策について議論がされた。各庁の様々な取組が紹介されるとともに、調停手続における家裁調査官の関与の在り方については、家裁調査官の役割・機能に関する取組と併せて関係職種間で引き続き議論していく必要があるとの指摘がなされた。また、関係職種を交えて協議を行うなど、家裁全体としての紛争解決機能の強化のための部や庁全体での取組の在り方についても議論した。

依然として、新型コロナウイルス感染症が裁判事務にも甚大な影響を与えるところ、同感染症が収束するまでには更に一定の期間を要し、引き続き感染拡大防止のための取組が求められると想定されるが、調停手続について、従前の在り方をそのまま維持することは難しいものと思われる。感染拡大防止の観点からは、期日のための当事者や調停委員の移動・接触を可能な限り回避し、時間も短縮する等の様々な工夫にとどまらず、この機会に、新しい発想や知恵を結集し、調停委員の良識や経験を生かして紛争の実情に即した柔軟な解決を図るという調停手続の利点を活かし、利用者のニーズや生活様式の変化に対応する新たな手続の在り方を検討・模索し、その結果を共有して全国的な議論につなげていく必要があると考えられる。そこで、家庭局は、各庁から知恵を結集・共有し、具体的

な運営改善に生かし、つなげていく観点から、令和2年5月以降に、各庁の検討結果についての情報提供を受け、同年8月にそれを取りまとめたものを各庁に還元した。また、同年11月には、司法研修所及び裁判所職員総合研修所で合同実施された「家事基本・専門研究会2（面会交流）及び家事実務研究会」において本取組に関する協議が行われ、同研究会の成果も踏まえて各庁で検討・実践が行われ、令和3年1月から2月にかけて開催された家事事件担当裁判官等協議会においても本取組が協議事項として採り上げられ、各庁における検討・取組の状況や、その中で見えてきた課題及びこれに対する具体的な克服策の実践例等を共有した上で、協議を行った。今後、本取組の更なる実践の本格化が期待され、本取組は、調停運営の在るべき姿を目指して検討、実践と検証、修正を繰り返していく長期的な取組となることが想定されている。

2 後見関係事件及び財産管理事件の適正な処理について

(1) 後見関係事件

ア 後見関係事件の運用見直しの現状

後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、令和2年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約24万1,000人に上っている（令和元年12月末日時点は約23万2,900人）。また、政府が作成したオレンジプランによれば、我が国における認知症有病者数は令和7年には約700万人に上ると推計されており、成年後見制度の利用者数は、今後更に増加することが見込まれる。

このような状況から、国民の成年後見制度に対する関心も高い状況にあり、近年、家裁においては、従前の制度運用がノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の趣旨に沿ったものとなっているかという視点で検討を重ねてきた。

とりわけ、後見監督の在り方については、後見人の裁量を尊重するという制度趣旨を踏まえたものとなっているかという点について、現状を客観的に

検証した上で見直しが進められてきたところである。平成30年1月から2月にかけて開催された家事事件担当裁判官等協議会においては、後見監督の在り方に関する取組の中心的な役割を担ってきた職員の異動を踏まえ、後見監督の在り方に関する取組を継承・発展させ、その取組の理念を的確に引き継いでいくことの重要性が確認された。後見関係事件については、今後も、各府において、引き続き、制度の趣旨を踏まえた監督の在り方を検討する取組を進めていく必要があると考えられる。

イ 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（「促進法」）が施行された。同法に基づいて設置された「成年後見制度利用促進委員会」には、家庭局長も委員に任せられ、政府が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」（基本計画）に盛り込むべき事項について議論が重ねられ、政府は、平成29年3月に基本計画を閣議決定し、平成29年度から、基本計画に沿って制度の利用促進に関する取組が進められている。制度の運用を担う家裁としても、政府における取組を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度の実現に向けた取組を進めていく必要がある。そのためには、後見等監督における運用の見直しに限らず、成年後見制度で利用する診断書の在り方、本人の生活状況等を踏まえた適切な後見人の選任、後見開始後の本人及び後見人に対する継続的な支援といった点についても、制度の理念に沿った運用の見直しを検討していくことが求められる。また、裁判所内部における取組のみならず、地域社会全体で後見人を支援することのできる環境整備、とりわけ、利用者の身近なところで福祉行政を担っている市町村等やこれを支援する都道府県の関与が不可欠であり、また、市町村等が中核的役割を担うためにも、身上保護や財産管理において専門的な知見を有する専門職団体が行政の取組に積極的に関与し、連携していくことが重要と考えられる。

この問題は関係機関等との間の協議・連携を必要とする重要課題として司

法行政的な対応を要し、事務局が事件部と一体となって庁全体で進めていく必要があることから、平成29年度以降、毎年最高裁において後見関係事件事務打合せを開催しており、令和2年度も7月に同打合せを開催した。同打合せにおいては、①中核機関等の整備及び機能充実に向けた地方自治体等との連携、②基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方、③後見人等の報酬の在り方などについて意見交換等を行った。前記②及び③に関しては、各家裁での検討を行う際の参考となる資料を添付した家庭局第二課長書簡を平成31年1月、令和元年8月及び令和3年1月に発出した。現在、各家裁において、これらの書簡を参考として、親族後見人支援を中核に据えた後見人や後見監督人の選任の運用等についての検討を進めるとともに、後見人等が行った事務の内容等に応じて報酬を付与するという考え方に基づき、大規模庁における検討状況を参考としながら、新たな報酬算定の考え方や、外部に公表する報酬額のめやすの在り方について検討が進められている。

そして、令和元年度は、基本計画の対象期間である5か年の中間年度に当たることから、成年後見制度利用促進専門家会議において、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討が行われ、令和2年3月24日に、「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」（中間検証報告書）が取りまとめられた。令和3年度は、基本計画の対象期間である5か年の最終年度であり、基本計画における施策の達成状況や次期計画における目標についての最終報告書が令和4年3月頃に取りまとめられる予定である。このような状況も踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けた地方自治体等における実践的な検討や取組が進められることが予想される中、家裁も地方自治体や専門職団体等の外部機関と十分に連携し、促進法、基本計画及び中間検証報告書の趣旨を踏まえ、家裁に求められている役割を果たしていくことが求められる。

成年後見制度で利用する診断書については、財産管理能力の確認に偏り過

ぎているという指摘を踏まえ、判断能力についての医師の意見欄の表現を見直すなどの改定を行うとともに、福祉関係者が有している本人の生活状況等の情報を医師に伝え、より的確に診断を行ってもらうため、平成31年4月から、新たに「本人情報シート」を導入した。

ウ 後見人等による不正行為の現状とその対策

令和2年1月から12月までの1年間に家庭局に対して報告された後見人等（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人及び未成年後見監督人）による不正事例の件数は186件、被害総額は約7億9,000万円である。その多くは親族後見人等による不正事例であるが、専門職による不正事例も報告されており、その件数は30件、被害総額は約1億5,000万円である。平成31年（令和元年）に比べれば、不正件数・被害総額とも全体としては減少しているものの（平成31年（令和元年）の不正件数は201件（うち専門職32件）、被害総額は約11億2,000万円（うち専門職約2億円）），なお社会的に許容される水準とは言い難い状況にある。

家裁における後見人等による不正行為への対応策の一つとして、定期的な監督が挙げられ、現在、全国の家裁では、原則として少なくとも年に一度の監督を実施する運用が定着している。一方、後見人等の監督においては、後見等事務の問題を把握した場合には、裁判部内での関係職員の情報共有を密にし、事務局とも連携した上、速やかに適切な措置を講じることによって被害を最小限にとどめる緊急事務処理態勢の確立に向けた取組が必要であり、各家裁でこうした取組が重点的に進められた結果、問題把握後の財産保護措置がより迅速に講じられるようになるなど、一定の成果が得られつつある。しかし、不正行為に対する事務処理態勢の在り方を検討、整備するなどした当時の職員が異動し、その趣旨や重要性が現在の後見関係事件担当者に十分に引き継がれないといった懸念があることから、前記取組を職員の異動等に

左右されないものとして定着させ、これを各庁・支部等の実情に応じて絶えず改善していく態勢を構築する必要がある。

また、後見人による不正行為の発生を防止するための有効な方策の一つとして、平成24年2月に導入された後見制度支援信託が挙げられる。後見制度支援信託は、本人の金銭財産のうち、通常使用しない部分を信託銀行等に信託し、その払戻等には家裁の発行する指示書を必要とすることにより、本人の財産管理の透明性を高め、その財産を適正に管理するための仕組みである。令和2年6月末日時点で、信託契約の締結に至ったのは2万6,720件であり、支部・出張所における利用件数も伸びてきている。

さらに、基本計画を受けて、一部の地域金融機関において、成年後見制度支援信託に並立・代替する預貯金（「後見制度支援預貯金」）の取扱いが開始された。後見制度支援預貯金の取扱いを開始した金融機関は徐々に増えており、平成30年1月から令和2年6月末日までの間に2,594件が契約に至っている。今後は、後見制度支援預貯金を取り扱う金融機関が更に増加することが予想される。

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のような不正防止効果のある金融商品については、更なる利用拡大に向けた各家裁の取組が期待される。

(2) 財産管理事件

財産管理事件の新受件数に関する過去10年の動向を見ると、不在者財産管理事件については8,000件前後で推移しているのに対し、相続財産管理事件は、年々増加を続け、令和2年には2万3,617件となり、10年間で約1.5倍となった。財産管理事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産管理事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働き掛けを行う重要性については、従来から説明されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を防止する措置を迅速に講じることが

求められている。

また、平成30年11月から「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が施行された。同法には、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任を請求することができるとする民法の特例が定められている。今後、国の行政機関の長等からの財産管理人選任事件の申立てが増加することが予想されるところであり、各庁では、事案の性質に応じて、適切な運用を行うことが求められている。

3 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の円滑な運用について

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（子奪取条約）は、国際結婚が破綻した場合等において、不法に親が国境を越えて子を連れ去るなどした際、迅速に常居所地国に子を返還することを目的としており、この条約の我が国における実施法である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（子奪取条約実施法）及び最高裁規則が条約の発効日である平成26年4月1日から施行された。

子奪取条約実施法の施行後、令和2年12月31までの子の返還申立事件の新受件数は133件である。このうち、審理が終了した件数は129件であり、その内訳は、認容が40件、却下が19件、調停成立及び和解成立が53件、取下げが8件、移送が9件である。即時抗告の申立ては38件で、全件審理が終了しており、その内訳は、抗告が取り下げられた1件、和解2件、取り消された7件、一部取り消された2件及び当然終了の1件を除いては、いずれも原審判断が維持されている。また、同期間における子奪取条約実施法が適用される面会交流事件の新受件数は31件である。

家庭局では、子の返還申立事件の的確な運用の定着に向けて、運用上の支障が生じないように、中央当局である外務大臣の事務を担当している外務省領事局ハ

一グ条約室との間で必要な協議を行ったり、必要に応じて子奪取条約に関する国際会議の概要について情報提供するなどしている。

4 人事訴訟事件の迅速・適正な審理について

(1) 現状及び問題点

人事訴訟事件の新受件数は、平成17年以降、毎年1万1,000件前後で推移していたが、平成25年から減少傾向に転じ、令和2年は8,568件となっている。一方で、既済事件の平均審理期間は、平成19年以降、ほぼ一貫して長期化傾向にあり、令和2年に終局した全事件の平均審理期間は13.8月であり、平成23年と比較すると約3.0月長くなっている。特に、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に審理期間が年々長期化しており（平成23年は14.4月、令和2年は17.7月），長期化の現状についての把握、原因分析及び対応策の検討が重要であると指摘されている。

また、令和2年に終局した全事件のうち、家裁調査官による事実の調査が行われた事件は約7.3%，参与員が関与した事件は約2.0%にとどまっている。

(2) 今後の課題

人事訴訟を適正かつ迅速に処理するためには、各庁において現状の問題点とその原因を分析した上で、争点整理手続の合理化、家事調停との連携、家裁調査官による事実の調査についての調査命令補佐の充実と適時適切な発令などの課題について、裁判官を中心として全庁的に取り組む必要がある。また、参与員の関与についても、関与を相当とする事案の選別や関与の時期の適切な判断を行うとともに、参与員の関与を認めた人事訴訟法の趣旨を踏まえ、国民の司法参加の意義を十分に達成するために積極的な活用を図る必要がある。

このような問題意識を背景として、平成28年9月に司法研修所において特別研究会が開催され、次のような議論が行われた。すなわち、家裁調査官の関与の在り方については、親権者の適格性調査を含め、家裁調査官による調査を

活用すべき事案は少なくなく、調査の必要性や対象等について、裁判官と家裁調査官が認識の共有を図ることが重要であるとされた。また、参与員については、人事訴訟法の趣旨に照らし、積極的に活用すべきであるとの意見が多く出された。さらに、人事訴訟と調停との連携については、充実した調停が行われることが人事訴訟における審理の充実、促進にも資することから、人事訴訟を担当する裁判官と調停を担当する裁判官との間における意見交換が重要であることが確認されるなどした。

このような状況を踏まえ、今後も各庁において、人事訴訟の家裁移管の趣旨を踏まえた人事訴訟の審理の在り方に関する議論を、部や庁全体として深めていく必要がある。

5 家事事件手続のIT化の動向について

裁判手続におけるIT化については、現在民事訴訟手続において先行して検討、準備が進んでいるところであるが、家事事件手続についてもIT化に向けた検討が始まられている。

家事事件手続のIT化は、政府において、令和2年7月17日の閣議決定により、「司法府による自律的判断を尊重しつつ、政府において、そのスケジュールを令和2年度中に検討する」とされ、これを踏まえて、「速やかにIT化の検討を開始し、令和4年度までに一定の結論を得るよう検討を進める」とのスケジュールが示されており、家庭局としても、政府における検討に対応するとともに、必要な検討を行ってきた。

家事事件手続のIT化は、まだ検討の端緒についたところであり、いまだ不確定要素の多い状況であるが、令和3年度中は、まずは新型コロナウィルス感染症の感染状況の推移等を踏まえて、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家裁において、家事調停手続の期日でのウェブ会議の試行を開始する準備を進めており、4月中旬に、その旨の職員周知事務連絡を発出したところである。

ウェブ会議を使用した期日の実施は、家裁調査官の関与の在り方についても一

定の影響を与えるものと考えられるところ、その具体的な運用方法について、上記4庁において設置される検討体（PT）において検討していただくこととしている。PTには、検討の段階に応じて、主任家裁調査官以上の家裁調査官にも構成に加わってもらう想定であり、上記4庁におかれでは、PTへの積極的な参加をお願いしたい。

6 最近の法律改正等の動向について

（近時成立した法律について）

（1）児童虐待対応に関する児童福祉法等の改正

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が、平成30年4月に施行された。

この改正法により、①児福法28条の審判事件において家裁が都道府県に対して保護者指導措置を行うよう勧告できる場面が拡大し、②保護者の意思に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに家裁の承認審判を必要とする制度が創設された。

また、この改正法の附則第4条において、政府は、施行後3年を目処として、改正後の法律の施行状況等を勘案し、改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたことなどを受け、令和2年9月から、児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会が厚生労働省主催で開催され、令和3年4月に取りまとめがされた。今後は、厚生労働省、法務省及び最高裁といった関係省庁等において、一時保護の開始の判断についての新たな司法審査の導入に向けた様々な観点からの検討が行われる予定である。

（2）成年年齢の引下げ

民法の成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部改正法が、平成30年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行される。

家事事件において、成年年齢が引き下げられた場合に影響が及ぶものとしては、親権喪失事件、親権停止事件、管理権喪失事件、親権・管理権辞任許可事件、未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、離縁後の未成年後見人選任事件、離縁後の親権者の指定事件、未成年後見人選任事件、親権者の指定・変更事件などがある。

(3) 執行法制の見直し

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律が、一部の規定を除き、令和2年4月1日に施行された。

この法律のうち国際的な子の返還の強制執行に関するものの主な内容は、①間接強制の前置に関する規律の見直し、②債務者の審尋に関する規律の見直し、③子と債務者の同時存在に関する規律の見直し、④債務者の占有する場所以外の場所における執行官の権限等に関する規律の見直し、⑤子の身上の配慮に関する規律の新設である。民事執行法については、国際的な子の返還の強制執行と同内容の規定が新たに設けられた。

法改正を受けて、民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則等の一部が改正された。

養育費の履行確保については、この法律により、債務者の財産状況に関する情報取得手続が新設され、養育費の権利者も、金融機関等から預貯金債権情報を、市町村等から給与債権情報を、それぞれ取得できることになり、強制執行を行いやすくなったことから、手続教示等においても留意する必要がある。これまで適用がなかった法務局から不動産に関する情報を取得する制度が本年5月1日から適用されるので、この点にも留意する必要がある。

なお、養育費不払い問題については、近時、社会的、政治的な関心がますます高まっており、政府や与党に養育費不払い解消に向けた複数の検討体が設け

られ、現在も、裁判手続に関するものを含め、運用改善や制度の見直しについて様々な議論がされている。法務省の有識者会議では、運用改善事項について令和2年9月に中間取りまとめが公表されており、同年12月には制度的在り方についての取りまとめも公表されている（いずれも各家裁に周知済み）。ここで取り上げられた論点については、引き続き、後記(9)の法制審議会民法（家族法制）部会においても、調査・審議が見込まれる。

(4) 成年被後見人等の権利制限（欠格事由）の見直し

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月に公布された。この法律は、条文によって施行日が異なり、令和元年6月14日、同年9月14日、同年12月1日、同月14日に分かれて施行された。

この法律は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人を資格、職種、営業許可等から一律に排除する規定について、これを削除したり、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）を整備したりすることなどを内容とするものである。

また、会社法並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における取締役等の欠格条項が削除されるなどの規定が設けられた会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、令和元年12月に公布された。これらの法律は、一部の規定を除いて、令和3年3月1日に施行された。

(5) 特別養子縁組制度の改正

特別養子縁組制度の改正を内容とする民法等の一部を改正する法律が、令和元年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日に施行された。

この法律の主な内容は、①養子となる者の年齢要件等の見直し及び②2段階

の手続の導入等、特別養子縁組の成立の手続にかかる規律の見直しである。

法改正を受けて、家事事件手続規則の一部が改正された。

(6) 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律が、令和2年12月に成立し、公布された。この法律は、令和3年3月11日に施行された。なお、第3章の規定は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行される。

この法律の内容は、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講すべき措置について規定とともに、第三者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を規定するものである。

裁判実務に影響のある事項としては、第3章に、女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とすることが明示された（第9条）ほか、妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない（第10条）旨が規定されている。

(7) 登記制度・土地所有権の在り方等の見直し

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が、平成30年11月（一部の規定については令和元年6月）に施行され、土地収用法の特例などとともに、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるとときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任を請求できるとする民法の特例が定められた。

また、政府は、所有者不明土地問題の解決に向けた取組を加速しており、平

成29年10月から、登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会が開始され、平成31年2月に研究会の報告書が取りまとめられた。これを受け、同月の法制審議会第183回会議において、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み及びこれを円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備するために必要な方策について諮問が行われ、同年3月から法制審議会の民法・不動産登記法部会において審議が行われた。令和元年12月の民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案の取りまとめ、令和2年1月から3月にかけてのパブリック・コメント等を経て、令和3年2月、法制審議会第189回会議において要綱の採択及び答申が行われた。要綱には、民法等の見直しとして、財産管理制度、共有制度、遺産分割制度の見直しなどが盛り込まれており、これを踏まえた民法・不動産登記法等の改正に関する法案が同年3月に国会に提出され、同年4月に成立、公布された。

（法案の提出が検討されているものについて）

（8）民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し

いわゆる無戸籍者問題解決に向けた取組の一環として、平成30年10月から、嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会が開催され、嫡出否認の訴えの提訴権者の拡大や出訴期間の見直しなど、嫡出推定制度に関する論点のほか、生殖補助医療によって生まれた子に関する親子関係の整備等について議論がされ、令和元年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

また、同年6月に公布された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律において、政府は施行後2年を目途に懲戒権について定めた民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされたことを受け、同月から監護権の規定の在り方に関する研究会で議論がされ、同年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

同年6月に開催された法制審議会第184回会議において、民法の嫡出推定

制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直しについて諮問され、同年7月から法制審議会民法（親子法制）部会において、調査・審議が行われ、令和3年2月に開催された会議において「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられ、同月から、この中間試案に対するパブリック・コメントが行われた。

(9) 離婚及びこれに関する家族法制の見直し

平成23年民法改正においては、親権制度の見直しに併せて、民法766条に養育費や面会交流等が例示されたが、父母の離婚後等における養育費及び面会交流の確保については、政治的にも関心が高い状況が続いている。同改正の附帯決議においても離婚後の共同親権の可能性を含めた検討が求められている。

令和元年11月から、家族法研究会において、離婚後の子の養育の在り方を含む家族法の課題についての議論がされ、令和3年2月に研究会報告書が取りまとめられた。

このうち、養育費の取決めの確保・履行確保については、ひとり親家庭の貧困の問題がコロナ禍により一層深刻化しているとの認識の下、これまで様々な検討体での議論が蓄積され、面会交流についても、子の養育における重要性に鑑み、様々な議論がされて来ているところである。

離婚及びこれに関する家族法制の見直しについては、令和3年2月開催の法制審議会第189回会議において、諮問がされ、同年3月から、法制審議会民法（家族法制）部会において、調査・審議が行われている。

第三課説明事項

1 少年調査票の様式の改定について

少年調査票の新たな様式を定めた通達（令和2年3月23日付け家庭局長通達）が令和3年10月1日に実施される。

令和2年度は、東京家裁及び大阪家裁において、調査官特別研究として、新たな様式での少年調査票の記載方法について検討し、複数の記載例を作成する研究を実施した。同研究の結果については、令和3年3月に還元したところである。

また、同月には、令和2年度少年実務研究会が実施され、課題研究「少年審判における適切な処遇選択に資する少年調査票の記載の在り方について」の結果要旨等が還元された。

今年度は、前記の還元資料を活用しながら、通達の実施に向けた準備を着実に進められたい。

2 補導委託決定人員について

補導委託決定人員については、各庁で様々な工夫を凝らしたこともあり、平成29年度から増加に転じたが、令和元年度においては、再度減少に転じ、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症やその対応等の影響により、大幅に減少した。

補導委託は、適正な処遇選択のために不可欠な制度であり、必要な事案で確実に活用されることが重要である。また、補導委託が活用されないことにより、家裁において補導委託に必要なノウハウが継承されにくくなるほか、補導委託先に少年が預けられる機会が少なくなつて補導受託者の意欲が減退することなどが懸念される。引き続き、コロナ禍での補導委託の活用に関する工夫について検討し、補導委託が必要な事案で確実に実施されるよう、態勢整備をお願いしたい。